

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン改正について（案）**【保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度（資料2-2）】**

- 検討会から示された「将来を担う保健師に求められる能力」をもとに、免許取得前に習得すべきもの及び到達すべき水準として、「保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」について検討した。
- 保健師に求められる5つの実践能力のうち、「IV. 地域の健康水準を高める社会資源開発・システム化・施策化する能力」について、地域の特性や住民のニーズに応じた計画的で創造的な活動の展開における事業化の重要性を踏まえ、「事業化」を追加した。
- 地域包括ケアシステムの構築において、保健師の役割の重要性が増していることから「ケアシステムを構築する」を中項目に追加した。また、保健師活動の基本理念として「倫理的課題に対応する」を中項目に追加し、構成要素及び卒業時の到達目標にも項目として明記した。
- 行政、学校、事業所等において、社会や組織の変革を促進するためには、集団を組織化し、社会資源を開発する実践能力が重要であることから、到達度を示すにあたり、「集団／地域」を「集団・組織／地域」に修正した。
- 卒業時の到達度については、教育現場において、双方向性の講義やシミュレーション等を活用した演習、実習と連動した演習等により、更なる教育方法の工夫等が推進されることを勘案し、到達レベルを見直した。

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン改正について（案）

- 職場生活集団及び学校生活集団の健康を守るための実践能力を強化するから必要性等から、保健師の活動の場として産業保健・学校保健を到達目標の小項目に追記するとともに、産業保健・学校保健も含む内容となるよう、全体的に表現を見直した。
- 健康危機管理における災害対応で、直ちに必要とされる能力について、到達レベルを全面的に引き上げた。
- なお、保健師の技術については、助産師や看護師のテクニカル・スキルとしての技術とは性質が異なり、実践能力と切り離して表すことが難しい。本ガイドラインにおいては、「保健師の技術は、別表11の大項目や中項目のみならず、小項目の中にも含まれている。」と明記した。

【教育の内容・方法等の充実（資料2-3）】

- 対象集団の顕在・潜在している問題を把握する能力の強化、地域包括ケアシステム等の構築に向けて施策化する能力の強化、大規模災害や感染症等の健康危機管理能力の強化の必要性等を踏まえて、教育の基本的な考え方の記載内容を修正した。
- 昨今の災害の多発、児童虐待の増加、地域包括ケアの推進等、保健師をとりまく状況の変化により、疫学データ及び保健統計等を用いて地域をアセスメントし、健康課題への継続的な支援と社会資源の活用等を実践する能力の強化が求められていることから、事例を用いた演習等の充実を図るため、公衆衛生看護学を現行の16単位から2単位増の18単位とした。
- 保健医療介護福祉行政の政策形成過程について学び、社会資源の開発や、保健医療福祉サービスを評価し、調整していく等の施策化に対する能力の強化が求められていることから、政策形成過程について事例を用いた演習等の充実を図るため、保健医療福祉行政論を現行の3単位から1単位増の4単位とした。

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン改正について（案）

- 産業保健・学校保健における活動の展開や、健康危機管理能力、施策化等の求められる能力を演習を通して強化することを留意点に追記した。
- 臨地実習については、保健活動の場が多様化していることから、産業保健や学校保健を含む多様な場で、学生が主体的に取り組むことができる実習を行うこと、個人・家族への支援の評価に基づいた訪問を含む継続的な保健指導を行うことを留意点に追記した。また、実習前後の講義や演習における教育内容・方法の工夫を図る余地があると考えられることから、臨地実習に加えてこれらの工夫が一層推進されるよう留意点に追記し、各養成所における実習施設の確保困難等の現状も勘案して、単位数は現状維持とした。

<その他>

- 今後、社会における保健師のニーズに一層応えていくため、将来を担う保健師には、ケアシステムの構築の推進等が求められることから、個人・家族・組織・地域を連動させながら支援する能力や、評価に基づいた継続的な支援を展開する能力等の更なる向上に向けた教育内容及び実習方法等の継続的な検討を期待する。

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン
別表11 保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標（案）

第9回 看護基礎教育検討会	資料2-2
令和元年9月12日	

現行

- 「個人／家族」：個人や家族を対象とした卒業時の到達度
- 「集団／地域」：集団（自治会の住民、要介護高齢者集団、管理的集団、小学校のクラス等）や地域（自治体、事業所、学校等）の人々を対象とした卒業時の到達度
- 卒業時の到達度レベル
I：少しの助言で自立して実施できる
II：指導の下で実施できる（指導保健師や教員の指導の下で実施できる）
III：学内演習で実施できる（事例等を用いて模擬的に計画を立てることができる又は実施できる）

改正案

- 「個人／家族」：個人や家族を対象とした卒業時の到達度
- 「集団・組織／地域」：集団（自治会の住民、要介護高齢者集団、管理的集団、小学校のクラス等）や組織（自治体、事業所、学校等）を含む地域の人々を対象とした卒業時の到達度
- 卒業時の到達度レベル
I：少しの助言で自立して実施できる
II：指導の下で実施できる（指導保健師や教員の指導の下で実施できる）
III：学内演習で実施できる（事例等を用いて模擬的に計画を立てることができる又は実施できる）

※保健師の技術は広範囲であり、別表11の大項目や中項目のみならず、小項目の中にも含まれている。実際の保健活動では、個人や家族、集団・組織/地域の状況に応じてそれらを複数組み合わせ提供する。

現行

実践能力	卒業時の到達目標			到達度			
	大項目	中項目	小項目	個人/家族	集団/地域		
I. 地域の健康課題の明確化と計画・立案する能力	1. 地域の健康課題を明らかにし、解決・改善策を計画・立案する	A. 地域の人々の生活と健康を多角的・継続的にアセスメントする ⇒地域の人々の生活と健康を多角的・継続的にアセスメントする	1 身体的・精神的・社会文化的側面から客観的・主観的情報を収集し、アセスメントする	I	I		
			2 社会資源について情報収集し、アセスメントする	I	I		
			3 自然及び生活環境（気候・公害等）について情報を収集しアセスメントする	I	I		
			4 対象者及び対象者の属する集団を全体として捉え、アセスメントする	I	I		
			5 健康問題を持つ当事者の視点を踏まえてアセスメントする	I	I		
			6 系統的・経時的に情報を収集し、継続してアセスメントする	I	I		
			7 収集した情報をアセスメントし、地域特性を見いだす	I	I		
	B. 地域の顕在的、潜在的な健康課題を見いだす ⇒地域の顕在的、潜在的な健康課題を明確にする	C. 地域の健康課題に対する支援を計画・立案する ⇒地域の健康課題に対する活動を計画・立案する	8 顕在化している健康課題を明確化する	I	I		
			9 健康課題を持ちながらそれを認識していない・表出しない・表出できない人々を見いだす	I	II		
			10 潜在化している健康課題を見出し、今後起こり得る健康課題を予測する	I	II		
			11 地域の人々の持つ力（健康課題に気づき、解決・改善、健康増進する能力）を見いだす	I	I		
	II. 地域の健康増進能力を高める個人・家族・集団・組織への継続的支援と協働・組織活動及び評価する能力	2. 地域の健康増進能力を高める個人・家族・集団・組織への継続的支援と協働・組織活動及び評価する能力 ⇒PDCAサイクルに基づき、地域の人々・関係者・関係機関等と協働して、健康課題を解決・改善し、健康増進能力を高める	D. 活動を展開する	20 地域の人々の持つ力を引き出すよう支援する	I	II	
				21 地域の人々が意思決定できるよう支援する	II	II	
				22 訪問・相談による支援を行う	I	II	
				23 健康教育による支援を行う	I	II	
				24 地域組織・当事者グループ等を育成する支援を行う		III	
III. 地域の健康危機管理能力	3. 地域の健康危機管理を行う	G. 健康危機管理の体制を整え予防策を講じる ⇒平時から健康危機管理体制を整える	38 健康危機（感染症・虐待・DV・自殺・災害等）への予防策を講じる	II	III		
			41 健康危機についての予防教育活動を行う	II	II		
			40 広域的な健康危機（災害・感染症等）管理体制を整える	III	III		
			39 生活環境の整備・改善について提案する	III	III		
			42 健康危機（感染症・虐待・DV・自殺・災害等）に迅速に対応する	III	III		
			H. 健康危機の発生時に対応する ⇒健康危機の発生に対応する	I. 健康危機発生後からの回復期に対応する ⇒健康危機からの回復に対応する	43 健康危機情報を迅速に把握する体制を整える	IV	IV
					44 関係者及び機関との連絡調整を行い、役割を明確化する	III	III
					45 医療提供システムを効果的に活用する	IV	IV
					46 健康危機の原因究明を行い、解決・改善策を講じる	IV	IV
					47 健康被害の拡大を防止する	IV	IV

改正案

卒業時の到達目標			到達度	
小項目	個人/家族	集団/組織/地域	個人/家族	集団/組織/地域
身体的・精神的・社会文化的側面から 発達段階も踏まえ 客観的・主観的情報を収集し、アセスメントする	I	I	I	I
社会資源について情報収集し、アセスメントする	I	I	I	I
生活環境について、 物理的（気候、空気、水等）及び社会的（文化、人間関係、経済等）側面から 情報を収集しアセスメントする	I	I	I	I
対象者の属する 地域・職場/学校生活集団 について 情報を収集し、アセスメントする	I	I	I	I
健康問題を持つ当事者の視点を踏まえてアセスメントする	I	I	I	I
系統的・経時的に情報を収集し、継続してアセスメントする	I	I	I	I
収集した情報を 統合して アセスメントし、 集団・組織/地域 の特性を 明確にする	I	I	I	I
顕在化している健康課題を 明確にする	I	I	I	I
健康課題を持ちながらそれを認識していない・表出しない・表出できない人々を 把握する	I	II	I	II
潜在化している健康課題を 明確にし 、今後起こり得る健康課題を予測する	I	II	I	II
地域の人々の持つ力（健康課題に気づき、解決・改善、健康増進する能力）を 把握する	I	I	I	I
健康課題について 多角的に判断し 、優先順位を付ける	II	II	II	II
健康課題に対する解決・改善に向けた目的・目標を設定する	I	I	I	I
地域の人々に適した支援方法を選択する	I	I	I	I
目標達成の手順を明確にし、実施計画を立案する	I	I	I	I
評価の項目・方法・時期を設定する	I	I	I	I
地域の人々の持つ力を引き出し、 高めるよう 支援する	II	II	II	II
地域の人々が意思決定できるよう支援する	II	II	II	II
健康課題に応じた 訪問・相談による支援を行う	II	II	II	II
健康課題に応じた 健康教育による支援を行う	II	II	II	II
地域組織・当事者グループ等の育成 及び活動 の支援を行う	I	II	I	II
活用できる社会資源及び協働できる機関・人材について、情報提供をする	I	I	I	I
支援目的に応じて社会資源を活用する	II	II	II	II
当事者 及び関係者・関係機関（産業保健・学校保健を含む） 等でチームを組織する	II	II	II	II
集団的・組織的 のアプローチ等を組み合わせて 活動する	I	II	I	II
地域・職場・学校等の場において 法律や条例等を踏まえて活動する	I	I	I	I
目的に基づいて活動を記録する	I	I	I	I
協働するためのコミュニケーションをとりながら信頼関係を築く	I	II	I	I
活動目的 及び 必要な情報を共有する	I	II	I	II
相互の役割を認識し、連携・協働する	II	II	II	II
活動の評価を行う	I	I	I	I
評価結果を活動にフィードバックする	I	I	I	I
継続した活動が必要な対象を判断する	I	I	I	I
必要な対象に継続した活動を行う	II	II	II	II
健康危機（感染症・虐待・DV・自殺・災害等）の 発生予防・減災対策 を講じる。	II	III	II	III
健康危機の 発生予防・減災対策 の教育活動を行う	II	II	II	II
健康危機管理体制を整える	III	III	III	III
生活環境の整備・改善について提案する	II	III	II	III
※小項目43と統合	-	-	-	-
健康危機に関する情報を迅速に把握し、 対応する	III	III	III	III
関係者・ 関係機関等 の役割を 明確にし 、連絡・調整を行う	III	III	III	III
保健・医療・介護・福祉等 のシステムを効果的に活用する	III	III	III	III
健康危機の原因究明を行い、解決・改善・ 予防策 を講じる	III	III	III	III
健康 危機 の 増大 を防止する	III	III	III	III
健康 危機 の 発生 からの回復に向けた支援を行う	III	III	III	III
健康危機への対応と管理体制を評価し、 見直す	IV	IV	IV	IV

実践能力	卒業時の到達目標			到達度		卒業時の到達目標			到達度	
	大項目	中項目	小項目	個人/家族	集団/地域	小項目	個人/家族	集団/組織/地域		
IV. 地域の健康水準を高める社会資源開発・システム化・施策化する能力 ⇒地域の健康水準を高める事業化・施策化・社会資源開発・システム化する能力	4. 地域の人々の健康を保障するために、生活と健康に関する社会資源の公平な利用と分配を促進する ⇒地域の人々の健康を保障するために、公平・公正に制度や資源を管理・開発する	J. 社会資源を開発する ⇒事業化する	59 施策化に必要な情報を収集する	I		必要な情報を収集し、事業化の必要性を明確にする		I		
			54 健康課題の解決のためにシステム化の必要性をアセスメントする	I		※小項目59と統合		—		
			55 関係機関や地域の人々との協働によるシステム化の方法を見いだす	III		※中項目「ケアシステムを構築する」の55へ移動		—		
			61 施策化の必要性を地域の人々や関係する部署・機関に対し根拠に基づいて説明する	III		事業化の必要性を地域の人々や関係する部署・機関に対し根拠に基づき説明する		III		
			63 地域の人々の特性・ニーズに基づく施策を立案する	III		地域の人々の特性・ニーズ等の根拠に基づき、法や条例、組織（行政・事業所・学校等）の基本方針・基本計画との整合性を踏まえて事業を立案する		III		
			64 予算の仕組みを理解し、根拠に基づき予算案を作成する	III		予算の仕組みを理解し、根拠に基づき事業の予算案を作成する		IV		
			62 施策化のために、関係する部署・機関と協議・交渉する	III		事業化のために、関係する部署・機関と協議・交渉する		III		
			66 施策や活動、事業の成果を公表し、説明する	III		立案した事業を実施し、安全（面）を含めた進捗管理を行う		IV		
			56 仕組みが包括的に機能しているか評価する	III		事業をストラクチャー・プロセス・アウトカム・アウトプットの観点から評価し、成果を説明する		III		
			新	—	—	地域及び組織の基本方針・基本計画の策定に関与する		IV		
		K. システム化する ⇒施策化する	63 地域の人々の特性・ニーズに基づく施策を立案する	III		必要な情報を収集し、施策化の必要性を明確にする		I		
			61 施策化の必要性を地域の人々や関係する部署・機関に対し根拠に基づいて説明する	III		施策化の必要性を地域の人々や関係する部署・機関に対し根拠に基づき説明する		III		
			62 施策化のために、関係する部署・機関と協議・交渉する	III		施策化のために、関係する部署・機関と協議・交渉する		III		
			65 施策の実施に向けて関係する部署・機関と協議し、活動内容及び人材の調整（配置・確保等）を行う	III		※小項目62と統合		—		
			57 組織（行政・事業所・学校等）の基本方針・基本計画との整合性を図りながら施策を理解する	III		地域の人々の特性・ニーズ等の根拠に基づき、法や条例、組織（行政・事業所・学校等）の基本方針・基本計画との整合性を踏まえて施策を立案する		III		
			58 施策の根拠となる法や条例等を理解する	III		※小項目57と統合		—		
			新	—	—	立案した施策を実施し、進捗管理を行う		IV		
			60 施策化が必要である根拠について資料化する	I		※小項目61・63と統合		—		
			66 施策や活動、事業の成果を公表し、説明する	III		施策をストラクチャー・プロセス・アウトカム、アウトプットの観点から評価し、成果を説明する		IV		
			L. 施策化する ⇒社会資源を活用・開発・管理する	51 地域の人々が組織や社会の変革に主体的に参画できるような場、機会、方法等を提供する	III		●3と統合		—	
		50 活用できる社会資源とその利用上の問題を見いだす		I		●1と統合		—		
		53 必要な地域組織やサービスを資源として開発する		III		●3と統合		—		
		67 保健・医療・福祉サービスが公平・円滑に提供されるよう継続的に評価・改善する		III		活用可能な既存の社会資源とその利用上の課題及び新たな社会資源の開発の必要性を明確にする		III		
		54 健康課題の解決のためにシステム化の必要性をアセスメントする		I		地域組織やサービスを既存の社会資源として活用、または開発する方法を選定する		III		
		55 関係機関や地域の人々との協働によるシステム化の方法を見いだす		III		サービスを既存の社会資源として活用、または必要な社会資源を開発する		III		
		52 地域の人々や関係する部署・機関の間にネットワークを構築する		III		健康課題にかかわる社会資源が機能しているか継続的に評価・改善する		III		
		56 仕組みが包括的に機能しているか評価する		III		健康課題にかかわる社会資源の質管理をする		IV		
54 健康課題の解決のためにシステム化の必要性をアセスメントする	I			ケアシステムを構築する必要性を明確にする		I				
55 関係機関や地域の人々との協働によるシステム化の方法を見いだす	III			関係する部署・機関や地域の人々と協働してケアシステムを構築する		III				
V. 専門的自律と継続的な質の向上能力	5. 保健・医療・福祉及び社会に関する最新の知識・技術を主体的・継続的に学び、実践の質を向上させる	⇒N. (新) 倫理的課題に対応する	17 地域の人々の生命・健康、人間としての尊厳と権利を守る	I	I	地域における弱い立場にある（支援を求めない/求めることができない）人々の尊厳と人権を擁護する		I		
			新	—	—	集団・組織の安全と個人の人権との間で起こる倫理的問題について対応する		II		
			新	—	—	保健師活動の基本理念としての社会的正義・公正に基づき、支援を行う		II		
			18 地域の人々の生活と文化に配慮した活動を行う	I	I	地域の人々の生活と文化に配慮した活動を行う		I		
			19 プライバシーに配慮し、個人情報の収集・管理を適切に行う	I	I	地域の人々のプライバシー権の侵害となる個人情報や組織の情報の保護・保存に配慮した情報の管理を行う		I		
		O. 研究成果を活用する	68 研究成果を実践に活用し、健康課題の解決・改善の方法を生み出す	III		保健師活動に研究成果を活用する		III		
			69 社会情勢と地域の健康課題に応じた保健師活動の研究・開発を行う	III		社会経済的状況と地域の健康課題の関係性を踏まえて保健師活動の研究・開発を行う		III		
			P. 継続的に学ぶ	70 社会情勢・知識・技術を主体的・継続的に学ぶ	I		社会情勢・知識・技術を主体的・継続的に学ぶ		I	
				新	—	—	組織としての人材育成方を理解・活用する		IV	
			Q. 保健師としての責任を果たす	71	—	—	保健師として活動していくための自己の課題を明確にする		I	

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 別表1 保健師教育の基本的考え方、留意点等（案）

第9回 看護基礎教育検討会
令和元年9月12日
資料2-3

現行

改正案

< 現行からの変更部分は赤字 >

保健師教育の基本的考え方
1) 個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ（共同体）を地域とし、地域及び地域を構成する人々の心身の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を社会的条件の中で系統的かつ予測的に捉えてアセスメントし、地域の顕在化・潜在化した健康課題を明確化し、解決・改善策を計画・立案する能力を養う。
2) 地域の人々が、自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図ることができるように支援するとともに、自主的に社会資源を活用できるよう支援し評価する能力を養う。
3) 健康危機管理の体制を整え、健康危機の発生時から回復期の健康課題を早期に発見し迅速かつ組織的に対応する能力を養う。
4) 地域の健康水準を高めるために、保健・医療・福祉サービスを調整し活用する能力及び地域の健康課題の解決に必要な社会資源を開発し施策化及びシステム化する能力を養う。
5) 保健・医療・福祉及び社会に関する最新の知識・技術を主体的かつ継続的に学び、実践の質を向上させる能力を養う。

保健師教育の基本的考え方
1) 個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ（共同体）を地域とし、 個人の状況も踏まえつつ 地域及び地域を構成する人々の心身の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を 多角的・系統的 かつ予測的に捉えてアセスメントし、 顕在・潜在している 地域の健康課題を明確にし、解決・改善策を計画・立案・ 実施・評価 する能力を養う。
2) 地域の人々が、自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図ることができるよう 予防的アプローチも含めて 支援するとともに、自主的に社会資源を活用できるよう支援し評価する能力を養う。
3) 広域的視点も踏まえて、平常時から 健康危機管理の体制を 整備し 、健康危機の発生時から 発生後の 健康課題を早期に発見し迅速かつ組織的に対応する能力を養う。
4) 地域の健康水準を高めるために、保健・医療・ 介護 ・福祉サービスを調整し活用する能力及び地域の健康課題の解決に必要な 事業化や施策化、社会資源の活用・開発・管理及びケアシステムの構築を行う 能力を養う。
5) 保健・医療・ 介護 ・福祉に関する最新の知識・技術を主体的かつ継続的に 学ぶことにより 実践の質を向上させ、 社会情勢の動向を的確に捉え、社会的正義・公正に基づき、倫理的問題に対応する 能力を養う。

教育内容	単位数	留意点
公衆衛生看護学	16	
公衆衛生看護学概論	2	個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ（共同体）及び地域を構成する人々の集合体の健康増進・改善を目指すアプローチの基本的な考え方を学ぶ内容とする。
個人・家族・集団・組織の支援		個人・家族の健康課題への支援から地域をアセスメントし、顕在化・潜在化した健康課題を明確にする方法を学ぶ内容とする。 健康課題への支援を計画・立案することを学ぶ内容とする。 人々の健康行動の特性及び効果的な介入方法と技術を学ぶ内容とする。 集団における教育方法や集団力学等を学ぶ内容とする。
公衆衛生看護活動展開論	14	地域の人々や医療・福祉等の他職種との協働・マネジメントを学ぶ内容とする。 ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの連動による活動の展開を学ぶ内容とする。 産業保健・学校保健における活動の展開を学ぶ内容とする。
公衆衛生看護管理論		事例を用いて活動や事業の評価を行い、システム化・施策化につなげる過程を演習を通して学ぶ内容とする。 健康危機管理を学ぶ内容とする。
疫学	2	公衆衛生看護活動を展開するうえで、基盤となる疫学調査・分析、活用方法について学ぶ内容とする。
保健統計学	2	公衆衛生看護活動における統計学の基礎、情報処理技術及び統計情報とその活用方法について学ぶ内容とする。
保健医療福祉行政論	3	保健・医療・福祉の計画の企画及び評価について実践的に学ぶ内容とする。 調査で明らかにされた生活環境が人々に及ぼす健康上の影響など、健康に係る社会問題を解決する政策形成過程に活かす方法を学ぶ内容とする。 事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。
臨地実習	5	
公衆衛生看護学実習	5	保健所・市町村を含む、保健師が役割を担っている多様な場で実習を行う。
個人・家族・集団・組織の支援実習	2	地域の社会資源を活用し、生活を支援する実習とする。 家庭訪問を通して、地域の健康課題を理解することができる実習とする。
公衆衛生看護活動展開論実習	3	個人と地域全体を連動させながら捉え、地域全体に対してPDCAを展開する過程を学ぶ実習とする。
公衆衛生看護管理論実習		地域ケアシステムにおける地域の人々や医療・福祉の他職種と協働する方法を学ぶ実習とする。 地域住民、関係機関や他職種との連携、調整の実際を理解する実習とする。 公衆衛生看護活動の管理や評価、健康危機管理の体制について学ぶ実習とする。
総計	28	890時間以上の講義・実習等を行うものとする。

教育内容	単位数	留意点
公衆衛生看護学	18	
公衆衛生看護学概論	2	個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ（共同体）及び地域を構成する人々の集合体の健康増進・改善を目指すアプローチの基本的な考え方を学ぶ内容とする。
個人・家族・集団・組織の支援		個人・家族の健康 及び生活実態や疫学データ、保健統計 から地域をアセスメントし、顕在化・潜在化した健康課題を明確にする方法を学ぶ内容とする。 健康課題への支援を計画・立案し、 継続訪問や社会資源の活用等による実践プロセスを演習を通して 学ぶ内容とする。 人々の健康行動の特性及び効果的な介入方法と技術を学ぶ内容とする。 集団における教育方法や集団力学等を学ぶ内容とする。
公衆衛生看護活動展開論	16	地域の人々や医療・福祉等の他職種との協働・マネジメントを学ぶ内容とする。 ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの連動による活動の展開を学ぶ内容とする。 産業保健・学校保健における活動の展開を 演習を通して 学ぶ内容とする。
公衆衛生看護管理論		社会の構造・機能、組織等の理解等、施策化の基盤となる内容を含むこととする。 健康危機管理 について事例を用いた演習を通して 学ぶ内容とする。
疫学	2	公衆衛生看護活動を展開するうえで、基盤となる疫学調査・分析、活用方法について学ぶ内容とする。
保健統計学	2	公衆衛生看護活動における統計学の基礎、情報処理技術及び統計情報とその活用方法について 演習を通して 学ぶ内容とする。
保健医療福祉行政論	4	保健・医療・ 介護 ・福祉 施策 の企画及び評価について学ぶ内容とする。 調査で明らかにされた生活環境が人々に及ぼす健康上の影響など、健康に係る社会問題を解決する政策形成過程に活かす方法を学ぶ内容とする。 政策形成過程 について事例を用いた演習を通して 学ぶ内容とする。
臨地実習	5	
公衆衛生看護学実習	5	保健師が役割を担っている保健所・市町村、 産業保健、学校保健 を含む多様な場で 学生が主体的に取り組むことができる 実習を行う。
個人・家族・集団・組織の支援実習	2	地域の社会資源を活用し、生活を支援する実習とする。 訪問や相談を含めた保健指導を通して、地域の健康課題とその解決のためのプロセスを理解することができる 実習とする。 訪問を含めた継続的な保健指導を通して、個人・家族への支援を評価できる 実習とする。
公衆衛生看護活動展開論実習	3	個人と地域全体を連動させながら捉え、地域全体に対してPDCAを展開する過程を学ぶ実習とする。
公衆衛生看護管理論実習		地域住民、関係機関や医療・ 介護 ・福祉の他職種と協働しながら 事業化した事例の実際を学ぶ 実習とする。 公衆衛生看護活動の管理や評価、健康危機管理の体制について学ぶ実習とする。
総計	31	890時間以上の講義・ 実習等を行うものとする。

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン
別表7 機械器具、模型及び図書（保健師養成所）（案）

第9回 看護基礎教育検討会

資料2-4

令和元年9月12日

現行

品目		数量	
1	家庭訪問指導用具一式	学生数	
2	家庭用ベッドまたは布団一式 (成人・小児用)	学生5人に1	
3	リネン類(各種)	適当数	
4	清拭用具一式	学生5人に1	
5	排泄用具一式	学生5人に1	
6	機能訓練用具	車椅子(各種) 学生5人に1	
7		歩行器(各種) 学生5人に1	
8		自助具(各種) 学生5人に1	
9	在宅ケア保健指導用具	診察用具一式 学生5人に1	
10		酸素吸入装置 1	
11		経管栄養用具一式 学生5人に1	
12	予防接種用具一式	学生5人に1	
13	沐浴指導用具一式(沐浴用人形、沐浴槽等)	学生5人に1	
14	調乳指導用具一式	学生5人に1	
15	離乳食指導用具一式	学生5人に1	
16	育児用品一式(発達段階別)	学生5人に1	
17	歯科指導用具一式	学生5人に1	
18	乳幼児発達検査用具	学生2人に1	
19	母性保健指導用具	出産準備用具 学生5人に1	
20		家族計画指導用具 学生5人に1	
21		乳房腫瘍触診人形 学生10人に1	
22	検査用具一式(塩分測定器、カロリーカウンター、皮厚計等)	各々学生5人に1	
23	成人、高齢者保健指導用具	健康増進関連機器	握力計 適当数
24		肺活量計 適当数	
25		背筋力計 適当数	
26		体脂肪計 適当数	
27		エルゴメーター 適当数	
28	検査用器具	血压計 学生5人に1	
29		聴診器 学生5人に1	
30		採尿・採血用具一式 学生5人に1	
31		検眼用具一式 学生5人に1	
32		ポータブル心電計 適当数	
33	計測用器具	体重計(成人・小児用) 1	
34		身長計(成人・小児用) 1	
35	産業保健指導用環境測定器	照度計 適当数	
36		騒音計 適当数	
37		粉塵計 適当数	
38		疲労測定器 適当数	
39		水質検査用機器 適当数	
40	各種模型	実習用モデル人形 学生5人に1	
41		乳房マッサージ訓練モデル 適当数	
42		人工呼吸訓練人形 適当数	
43		胎児発育順序模型 適当数	
44		受胎調節指導用具一式 適当数	
45		栄養指導用フードモデル(各種) 適当数	
46		保健指導用パネル 適当数	
47	視聴覚教材	VTR装置一式 1	
48		ビデオカメラ 適当数	
49		教材用ビデオテープ、DVD等 適当数	
50		カメラ 適当数	
51		オーバーヘッドプロジェクター 適当数	
52		カセットテープレコーダー 適当数	
53		ワイヤレスマイク 適当数	
54	その他	パーソナルコンピューター 適当数	
55		複写機 1	
56		印刷機 1	
57	図書	保健師教育に関する図書 1,500冊以上	
58		学術雑誌 20種類以上	

改正案

<現行からの変更部分は赤字、及び緑字>

品目(現時点案)		数量
家庭訪問指導用具一式		学生数
家庭用ベッドまたは布団一式 (成人・小児用)		学生5人に1
リネン類(各種)		適当数
清拭用具一式		学生5人に1
排泄用具一式		適当数
機能訓練用具	車椅子(各種)	適当数
	歩行器(各種)	適当数
	自助具(各種)	適当数
在宅ケア保健指導用具	診察用具一式	学生5人に1
	※削除	※削除
	※削除	※削除
		学生5人に1
沐浴指導用具一式(沐浴用人形、沐浴槽等)		学生5人に1
調乳指導用具一式		学生5人に1
離乳食指導用具一式		学生5人に1
育児用品一式(発達段階別)		学生5人に1
歯科指導用具一式		学生5人に1
乳幼児発達検査用具		学生2人に1
※削除		※削除
※削除		※削除
乳房腫瘍触診人形		学生10人に1
検査用具一式(塩分測定器、カロリーカウンター、皮厚計、スモーカーライザー等)		※
健康増進関連機器	握力計	※
	肺活量計	※
	背筋力計	※
	体脂肪計	※
	エルゴメーター	※
血压計		学生5人に1
聴診器		学生5人に1
※削除		※削除
検眼用具一式		学生5人に1
※削除		※削除
体重計(成人・小児用)		1
身長計(成人・小児用)		1
照度計		※
騒音計		※
粉塵計		※
疲労測定器		※
水質検査用機器		※
実習用モデル人形		学生5人に1
乳房マッサージ訓練モデル		適当数
人工呼吸訓練人形		適当数
※削除		※削除
※削除		※削除
栄養指導用フードモデル(各種)		適当数
保健指導用パネル		適当数
映像・音声を記録・再生する装置一式		適当数
※削除		※削除
教材用DVD等		適当数
※削除		※削除
プロジェクター		適当数
※削除		※削除
ワイヤレスマイク		適当数
パーソナルコンピューター		適当数
複写機、プリンター		適当数
※削除		※削除
保健師教育に関する図書		1,500冊以上
学術雑誌		20種類以上

備考

※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみ備えることでも差し支えないこと。
また、視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。
図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。